議案第４２号

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

平成２９年６月６日提出

八幡浜市長　大　城　一　郎

記

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例の一部を改正する条例

八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例（平成２７年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
（使用料等） 第４条　（略） ２　（略） ３　次の各号に掲げる事業による助成券（以下「助成券」という。）の交付を受けている者は、当該助成券を乗合タクシーの使用料の納付に充てることができる。ただし、この場合において生じる釣銭等については、支払われないものとする。 (1)　八幡浜市高齢者外出支援事業 (2)　八幡浜市重度障害者（児）外出支援事業 (3)　八幡浜市高齢者運転免許自主返納支援事業	（使用料等） 第４条　（略） ２　（略） ３　八幡浜市高齢者外出支援事業及び八幡浜市重度障害者（児）外出支援事業による助成券（以下「助成券」という。）の交付を受けている者は、当該助成券を乗合タクシーの使用料の納付に充てることができる。ただし、この場合において生じる釣銭等については、支払われないものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の八幡浜市乗合タクシーの運行に関する条例第４条第３項第３号の規定は、この条例の施行日前に交付された助成券についても適用する。

提案理由

八幡浜市乗合タクシーにおいて、八幡浜市高齢者運転免許自主返納支援事業で交付する助成券を使用可能とすることで、交通不便地域における対象高齢者の利便性の向上を図るため。